

告発状(2)

東京地方検察庁 御中

2012年4月28日

告発人 槌田敦

当事者の表示 文末の当事者目録のとおり

第一 告発の趣旨

1、告発状(1)について

2011年3月11日に始まる福島第一原発災害は、東京電力(株)の歴代社長らによる安全費用の節約という「未必の故意」による刑法第204、205条の犯罪または「業務上過失」による刑法第211条①の犯罪であり、中でも、勝俣恒久第10代社長の関わりはきわめて大きい(資料1、2)。そこで、2012年3月7日、告発状(1)を、貴東京地方検察庁に宛てて提出しました。

(1)、槌田敦、山崎久隆、原田裕史『福島原発多重人災 東電の責任を問う』日本評論社(2012)7～10章

(2)、槌田敦「人災重なった原発事故」食品と暮らしの安全 No.275 (2012.3.1)p8～12

これに対して、2012年3月28日、貴東京地方検察庁特別捜査部特殊直告班から返答がありました(東地特捜第354号)。これによれば、この告発状(1)は「犯罪条件を特定して記載」されておらず、内容が不備とのこと。しかしながら、告発人が「犯罪条件を特定して記載」することは、その告発人の置かれている立場からしてそもそも無理です。

すなわち、この告発状がそのまま起訴状になるのであればともかく、本件でも多くの告発があったのでしょうから、「犯罪条件を特定して記載」することを含めて、これらをまとめて起訴状するのは検察庁の仕事であり、各告発人はこれに部分的なお手伝いをする役目があるに過ぎないと考えております。告発人としての私にできることは、東京電力の犯罪についての私の科学的知識を可能な限りお伝えして、東京地方検察庁の起訴に貢献することではないでしょうか。

その意味で、この書面に記載されている「貴殿におかれて、上記各点などをさらにご検討いただきたく」との線に沿って、告発状(1)についての補充書を書き加えていく所存ですので、起訴状の内容に反映していただきたく存じます。

福島原発災害は天災ではありません。人災です。そのことをしっかり認識して、この犯罪を1日も早く摘発していただくよう求めます。

2、告発状(2)の趣旨

告発状(1)では、安全出費の節減という「未必の故意」を中心にして述べましたが、これでは原発事故の原因を説明するだけで、今回福島県民を襲った大災害は説明できません。

そこには、東京電力武藤栄前副社長(技術担当)、福島第一原発吉田昌郎前所長、その他発電所幹部らが、非常用電源が使用できた間にECCS高圧注水系を使用せず、全電源喪失でECCSポンプが使えなくなったのに電源回復を重視しないなど誤った操作があり、これらによって災害は広がり、多くの人々が死に、また心に深い傷を負わせられたことについて述べます。これは刑法第211条①でいう業務上過失または重大な過失による致死傷の罪と考えます

この業務上過失または重大な過失の罪は、次のとおりです。

- ①、外部電力の回復を後回しにした吉田所長らの罪、
- ②、非常用蓄電池補充の努力をしなかった吉田所長らの罪、
- ③、ECCS高圧注水系の使用を躊躇した吉田所長らの罪、
- ④、海水注入にこだわった吉田所長らの罪、
- ⑤、原子炉に海水注入するため、2号機の原子炉逃し弁を開いた吉田所長らの罪、
- ⑥、2号機格納容器をベントして大量の放射能を環境に放出した吉田所長らの罪、
- ⑦、ECCS低圧注水系を使用しなかった吉田所長らの罪、
- ⑧、4号機原子炉の臨界を放置した吉田所長らの罪、
- ⑨、重要機器の錆びを放置する西沢社長らの罪。

証拠隠滅の罪は、次のとおりです。

- ⑩、中性子計測結果の改ざんをそのままにする西沢社長らの罪、
- ⑪、4号機の検査工程表を隠し続ける西沢社長らの罪、
- ⑫、4号機原子炉の底の映像をすり替えた西沢社長らの罪。

この中でも、①～⑥、⑧は、浪江町、飯舘村、福島市、郡山市など福島県民を襲った放射能の直接の原因でした。

これらは、すべて武藤栄副社長、吉田昌郎所長(いずれも当時)、そして発電所幹部らによる刑法第211条①でいう業務上過失致死傷の罪です。

また、西沢俊夫現社長および高橋毅第一原発現所長は、福島原発事故にかかわる重要な証拠事実を事故後1年になるというのに未だ隠し続け、また組織的に隠蔽作業を進めている疑いがあり、刑法第104条でいう証拠隠滅等の犯罪であると思われます。

以下、武藤栄、吉田昌郎、発電所幹部(氏名不詳)らによる業務上過失と、この業務上過失を隠蔽する西沢俊夫と高橋毅らの犯罪について、詳述します。

第二 告発の原因

福島第一原発事故における事実経過は、事故後1年を過ぎたのに、いまだにはっきりしていない。その理由は、東電と原子力安全・保安院にあって、事故の原因が分かると、刑事事件となると予想したからと思われる。

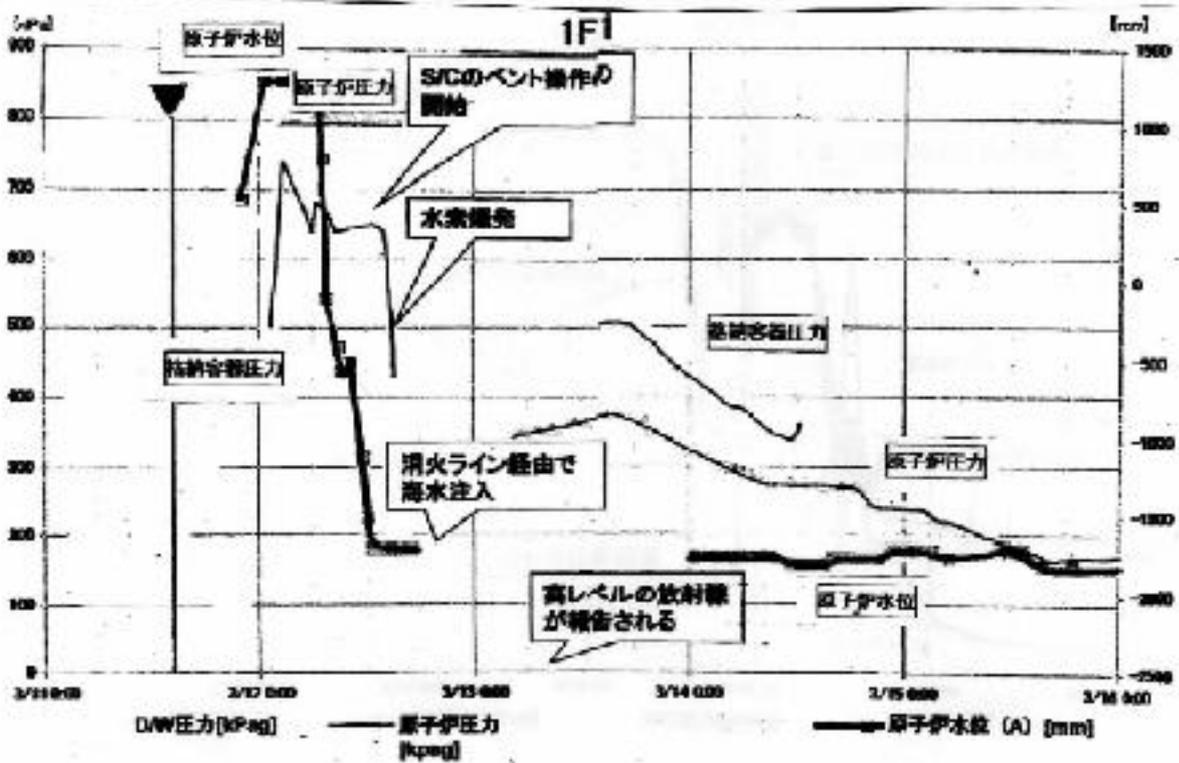
たとえば、政府事故調は調査にあたって、この問題に配慮することを宣言している。このような事情のため、まだ証拠隠滅を考える余裕のなかった事故直後の2011年4月4日に発表された保安院(NISA)の報告書(3)だけが、事実経過を明らかにしていると考えられる。この文書は英文にも訳され、IAEAにも提出されている。これ以後発表された各種機関の調査報告書では、いずれも事実経過の記述が不完全で、事故そのものを調査したことになっていない。

(3)、原子力・安全保安院、原子力安全基盤機構「2011年東北地方太平洋沖地震と原子力発電所 に対する地震の被害」(2011年4月4日)

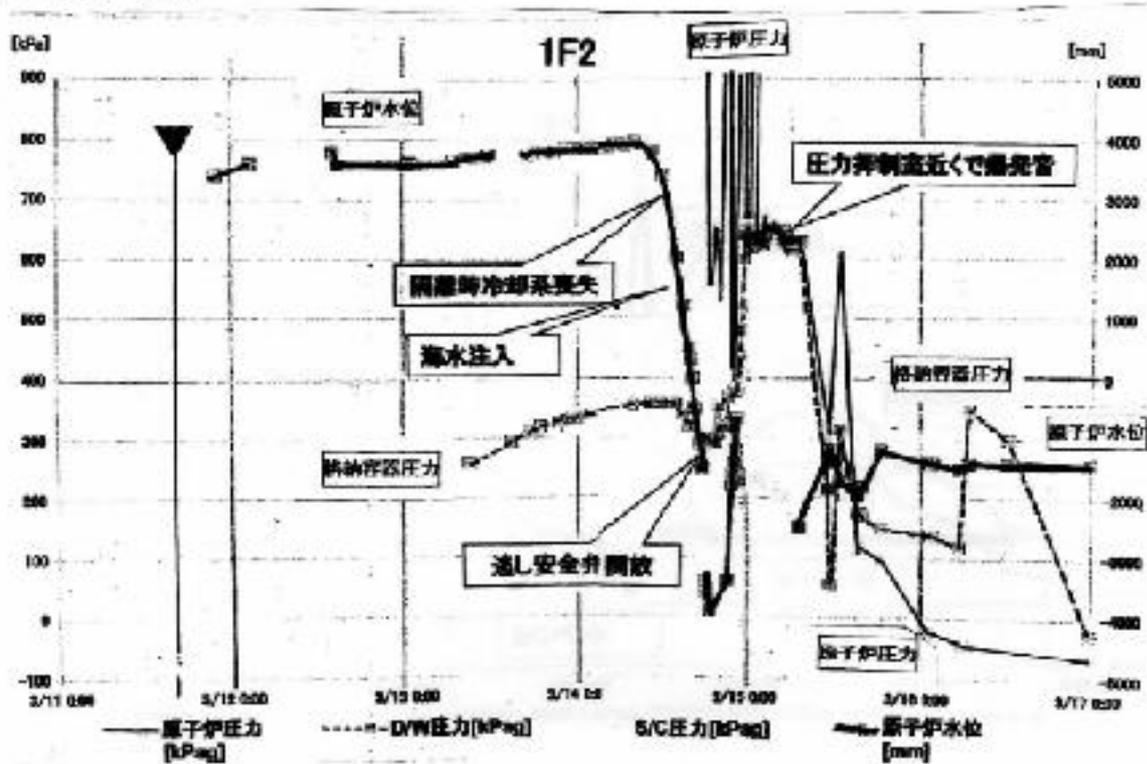
この保安院の報告書には、1、2、3号機の原子炉と格納容器について、水位と圧力に関するトレンド(経過)データが、それぞれ3月中旬までと下旬までの2種類が示されている。前者を【図1(1)、(2)、(3)】、後者を【図2(1)、(2)、(3)】とする。ただし、原子炉(格納容器)の圧力については、この図面の範囲を越える高圧部分は示されていない。

【図1(1)、(2)、(3)】 1号機、2号機、3号機のトレンドデータ(3月中旬)

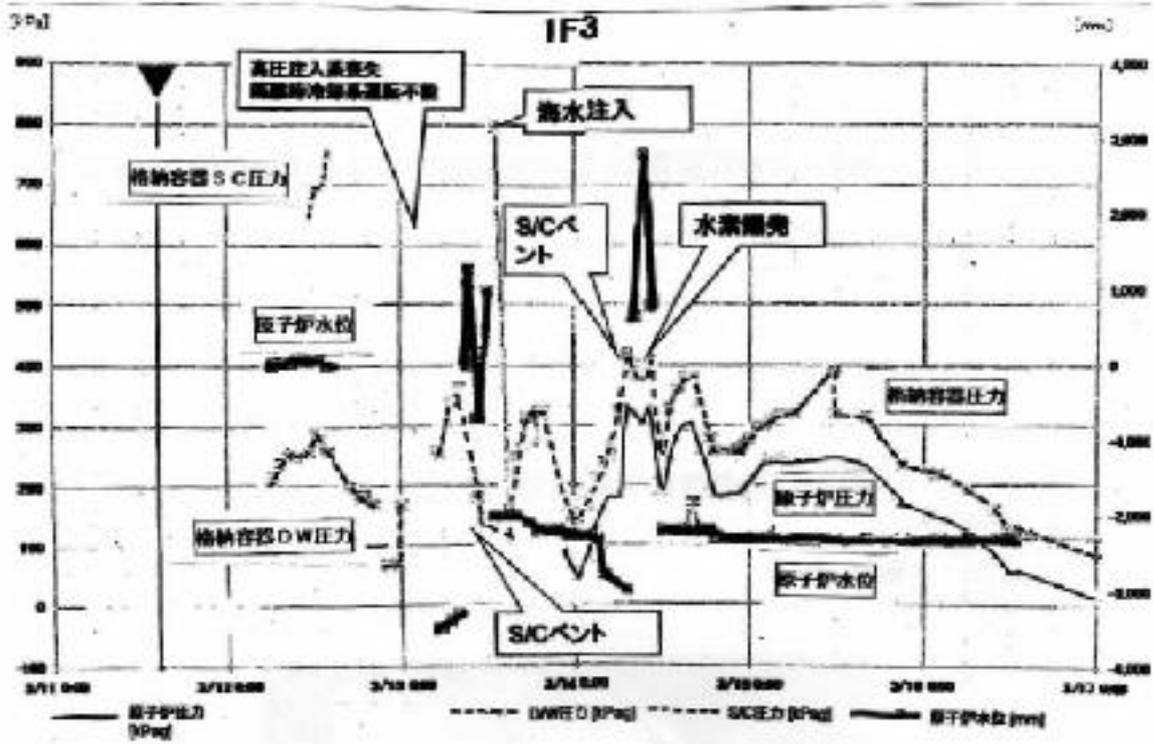
【図1(1)】1号機トレンドデータ(3月15日まで)原子力安全・保安院報告(11.4.4)p15に加筆



【図1(2)】2号機トレンドデータ(3月17日まで)原子力安全・保安院報告(11.4.4)p24に加筆

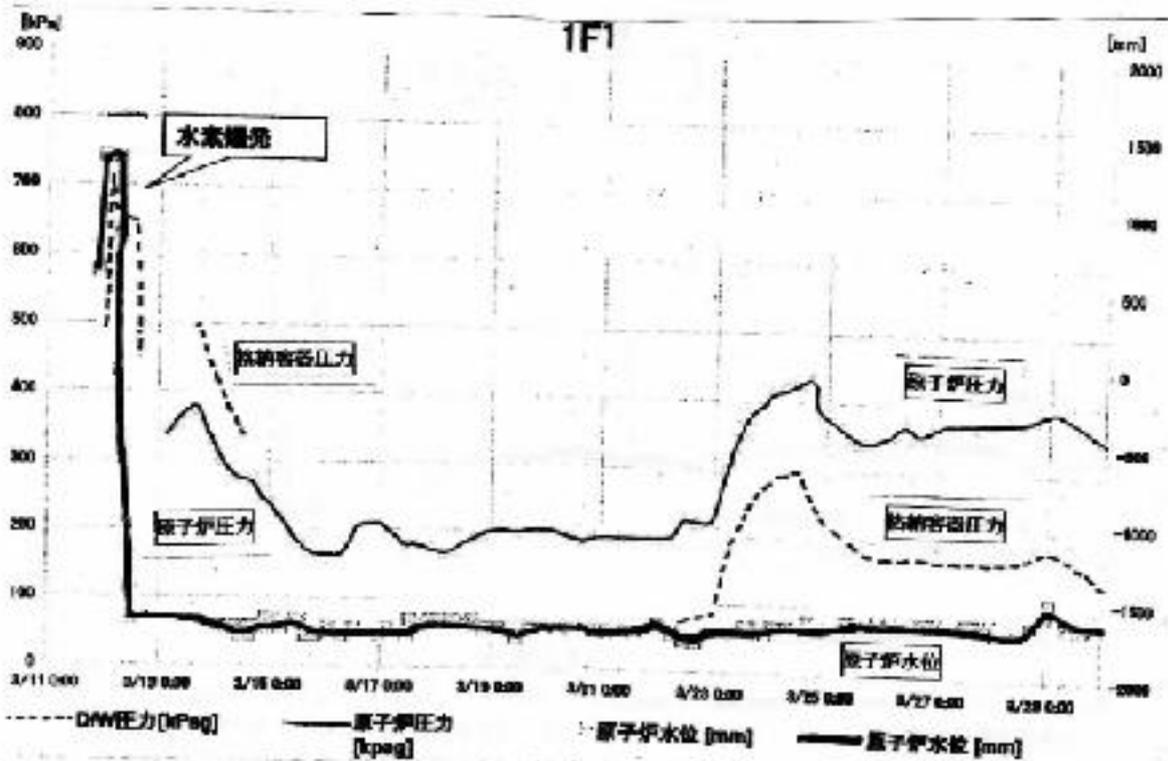


【図1(3)】3号機トレンドデータ(3月17日まで)原子力安全・保安院報告(11.4.4)p23に加筆

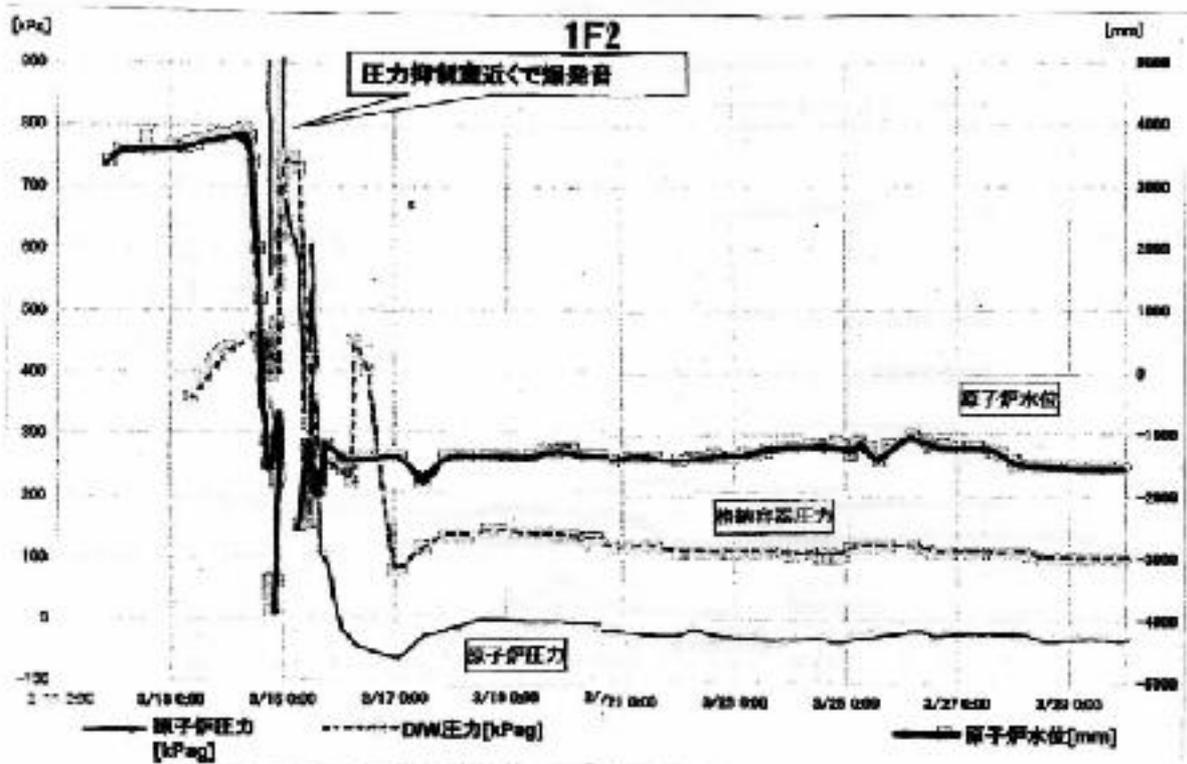


【図2(1)、(2)、(3)】 1号機、2号機、3号機トレンドデータ(3月下旬まで)

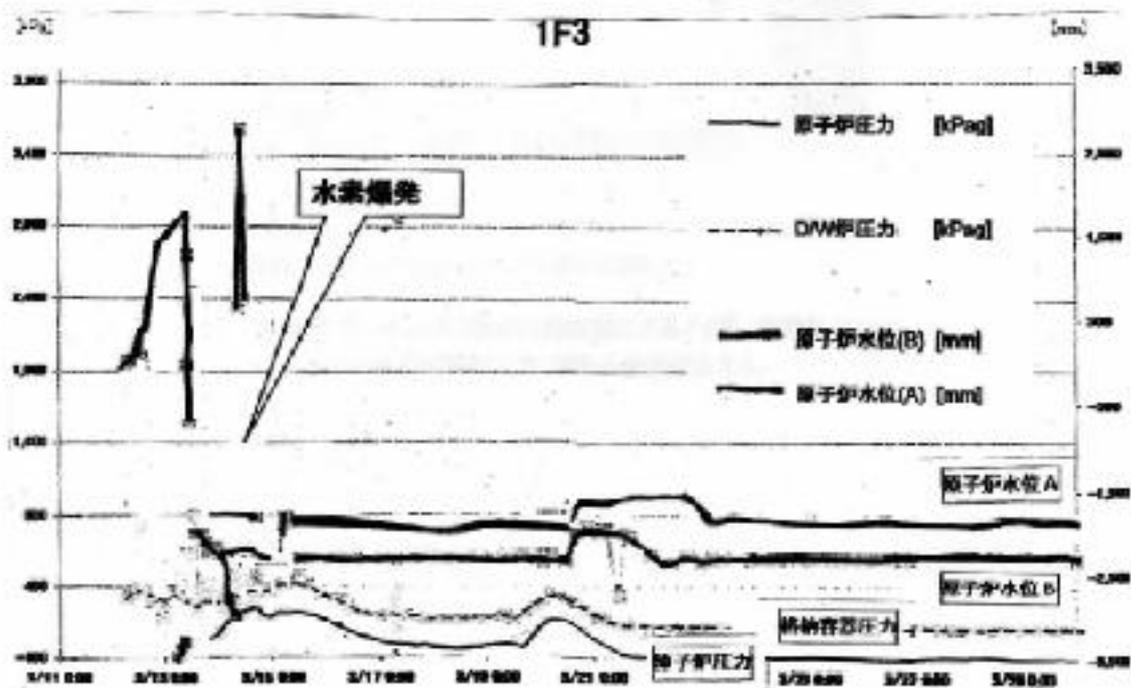
【図2(1)】1号機トレンドデータ(3月30日まで)原子力安全・保安院報告(11.4.4)p16に加筆



【図2(2)】2号機トレンドデータ(3月30日まで)原子力安全・保安院報告(11.4.4)p25に加筆



【図2(3)】3号機トレンドデータ(3月30日まで)原子力安全・保安院報告(11.4.4)p29に加筆



なお、原発事故の際、水位と圧力に加えて温度や炉心中性子密度のトレンドデータなどが発表されなければならない。スリーマイル島原発事故(1979年)においても、美浜2号機の事故(1991年)においても、温度や中性子密度などのトレンドデータは詳しく報告されている(4)。

(4)、槌田敦 『エネルギーと環境 原発安楽死のすすめ』(1993) 学陽書房、p78、p93

これら圧力、水位、温度、炉心中性子密度が分かれば、原子炉の水状態(今回の場合は水素状態も)が推定できるからである。告発人は、これらのトレンドデータを西沢社長と高橋所長に請求したが、何の返事もなかった。

1、事実経過

この福島原発事故では、原子炉と建屋の中で何があったのか、すでに1年も経過したのに分からないことだらけである。その理由は、東電がその犯罪を隠すために、情報をできるだけ出さないようにしているだけでなく、ウソもついていると思われる。

それに加えて、原子力関係団体から寄付金を得ているいわゆる原子力の専門家という人達が、たとえば、「1、2、3号機で炉心熔融があった」とか、「3、4号機の爆発も水素爆発だ」とか合唱するからである。このような説では福島原発事故は説明できない。

そこで、告発人は、熱物理学研究者としての立場で、これら原子力専門家の説を否定する事実経過を、理化学的現象として整理することにした。

【全体としての事実経過】

2011年3月11日、地震(14時46分)により、818ガルに耐えられる筈の鉄塔が699ガルで倒れるなどして外部電源が遮断された(5)。その結果、【図1(1)、(2)、(3)】から明らかなように、1号機と2号機では、原子炉停止(図中▼印)から約7時間、3号機では約15時間、一切の原子炉内部の計測ができず、有効な対策を取ることができなかった。

(5)、東京電力「福島第一原子力発電所内外の暖気設備の被害状況等」(2011年5月23日)p6

つまり、この原発事故の第一原因は地震であり、まず鉄塔倒壊などによって長時間にわたり外部電力が得られなかったことである。この外部電源が回復し、2号機へ電力が供給できたのは8日後の3月19日のことで、これによりようやくECCS電源が確保できたのである(6)。1号機と3号機では10日後である。世界一の電力会社が、その発電所内部での電源回復にこれほどの時間がかかったとは、弁解のしようもないだろう。

(6) 東京新聞「2号機電源接続へ」2011.3.19

そして、1号機と3号機ではこの11日14時46分の地震により、また、2号機では14

日 11 時の 3 号機の爆発により、いずれも原子炉につながる配管が破損して冷却水が失われた。この 3 号機の爆発の原因は余震と考えられる。つまり、事故の第二の原因は、3 基ともに地震を原因とする配管の破断である。

その結果、いずれも炉心燃料は冷却できなくなり、鉄の融点である 1400℃程度で支持構造の軟化により崩壊し、核燃料は原子炉の底にある制御棒駆動装置の置き場の水深 10 メートル程度の水中に崩れ落ちた。炉心崩壊であって、炉心熔融ではない。2 号機の場合は、【図 1(2)】に示されるように、この炉心崩壊には 7 時間もかかっている。

このようにして落下した核燃料は、原子炉の底の制御棒駆動装置を熱で破損させ、駆動装置の穴を広げることになり、3 基ともに核燃料ペレットの一部が格納容器にも流れ落ちたとみられる。これらの水中への崩落という現象は、沸騰水型原発に特有のものであり、今回の事故で炉心熔融がなかった理由を説明する。

すなわち、沸騰水型原発では、この原子炉底に水深約 10 メートルの水が炉心熔融への発展を防いだのである。これに対して、加圧水型原発では、原子炉の底にこのような大量の水はなく、スリーマイル島原発事故で見られるように、崩壊した炉心燃料はただちに炉心熔融に発展することになる。

さて、同日 15 時 35 分、大津浪が発生した。これにより、1、2、4 号機の非常用発電機、非常用蓄電池、そして配電盤は海水浸しとなり、全電源の喪失となった。3 号機も津浪により非常用発電機を失ったが、非常用蓄電池と配電盤は助かったので全電源の喪失ではない。したがって、3 号機では、原子炉内部を計測できれば、この電源を使用して炉心の空焚きを防止できて、事故の展開をくい止めることができた可能性もあった。

同 11 日夜、菅首相は、必要な電源を確保する方法として蓄電池を挙げ、「ヘリコプターで運べるのか」と電話で担当者に指示した(7、p109)。しかし、東電はこれを無視した。この菅首相の指示した措置がとられていれば、高圧注水系などの各種 E C C S は使用可能となり、福島原発事故の大災害は防げたのである。電源車ならば重くてヘリコプターでは運べない(8、49)かも知れないが、蓄電池ならば運搬可能であった。

(7)福島原発事故独立検証委員会『調査・検証報告書』

(8)大鹿晴明『メルトダウン』講談社

しかし、残念なことに、吉田所長らは、菅首相が東京工業大学応用物理学科出身であり、科学的対応が可能であることを無視し、「知識も経験も乏しい官邸中枢」(5、p99)と小馬鹿にしたようで、この菅首相の指示にとりあわなかった。この東電技術陣の理化学的非常識と傲慢さがこの福島原発災害を拡大することになった。

【原子炉建屋の爆発】

東電は、当初、1、2、3、4号機すべての原子炉建屋で爆発があったとし、そのすべてを水素爆発としていた。しかし、爆発の様子はすべて異なり、1号機以外の爆発は水素爆発ではない。整理すると次のようになる。

1号機建屋の爆発は、建屋天井での水素と空気中の酸素による爆発であり、この爆発により空気は膨張して、その温度を断熱降下させるから白雲を発生することになる。この水素は地震で破断した配管から漏れたものである。格納容器をベントしたことによる水素の爆発と原子力専門家は主張するが、ベントした排気は排気筒を通して大気上空に放出されるから、水素が建屋内に溜まることはなく、爆発にはならない。

2号機の爆発では、格納容器内には酸素がなく、しかも軽い水素が格納容器の下部に溜まるとは考えられず、水素爆発そのものが考えられない。2号機の爆発としたものは3号機の爆発音の勘違いであろう。

3号機の爆発は黒煙であって、巨大ながれきを吹き上げており、使用済み燃料プールでの核爆発と考えられる。しかし、西風だから放射能は太平洋へ流れ、福島県民はこの核爆発による大量被爆を免れた。

いわゆる原子力専門家は、この爆発についてはすべて口を閉ざしていて、「核爆発ではない」とも主張しない。その理由は、原子力平和利用でも核爆発が有り得るということは、これを兵器に使用することが可能となる。この問題については後述するが、平和利用そのものの否定ということになり、原子力を推進する者たちにとってタブーだからである。しかし、このタブーがあっては、福島原発事故は説明できない。ところで、最近話題の北朝鮮の核実験は、この原子炉級燃料の核爆発である可能性がある。

4号機の爆発は2種類あって、6時の爆発は原子炉に運びこまれた核燃料が崩壊し、臨界に達したものと思われる。これはJCO臨界事故と同じく、開口した原子炉内での核暴走と考えられる。これに対して、9時の爆発は3号機のベントで排気筒に運ばれる管の水素が4号機に逆流しての爆発という可能性が残る。このふたつの爆発は別の現象であって、区別されなければならない。

【1号機原子炉の事実経過】

1号機では、地震(【図1(1)】の▼印)直後に、主蒸気配管破断に関する警報が発せられた(9、p23)。原子炉の冷却水が地震による破断口から流出したのである。しかし、東電はこれを誤報としてECCS高圧注水系を起動しなかった。ここで、この警報を無視せず、高圧注水系により原子炉水位を4メートルの高さまで満水にしていれば、その後の経過は違ったものになったと思われる。

(9)東京電力「福島原子力事故調査報告書(中間報告書)」2011年12月2日

地震から 3 時間後の 18 時には、配管の破断口から流出した放射能によって、1 号機原子炉建屋の放射能レベルが上昇し、電源が回復して計測が可能となった 22 時には建屋への入域が禁止され、23 時には隔離されている筈のタービン建屋で放射線量が上昇した。

1 号機において、原子炉内部の計測ができていない 7 時間に、原子炉は地震で破断した配管口から冷却水を失い、炉心は空焚き状態となり、燃料は崩壊し、その一部は、原子炉の底の制御棒の穴から格納容器に流れ落ちたと見られる。

炉心崩壊の経過は、沸騰水型では、前述したように原子炉の中で核燃料の下に制御棒を置く水深約 10 メートルの水があるから、おそらく次に述べる 2 号機と同じように、まず、冷却水を失って燃料は空焚きになり、次いでジルコニウム被覆管は水蒸気と反応して崩れ、剥き出しになった核燃料ペレットは原子炉の底に溜まる水の中に崩れ落ちて冷やされるから、炉心熔融にならない。沸騰水型では加圧水型とは違って、炉心の崩壊があっても、燃料の 2800℃での熔融(メルトダウン)は起こりにくいのである。

ところで、1 号機では、地震の直後、電源不要の E C C S 非常用復水器が作動した。しかし、これは有効ではなかった。東電はこの不具合の原因を津浪の影響としている(10、pIV-43)。しかし、この非常用復水器は原子炉より位置が上にあり、津浪の影響は受けない。その非常用復水器が使用できなかったのは、告訴状(1)p7 で述べたように、その配管に水素が溜まったからと考えられる。

(10) I A E A に対する政府報告書(2011 年 6 月)

さて、東電は、消火ラインで海水を注入することにより原子炉を冷却しようとした。そのため、原子炉の圧力を消火ポンプの能力まで下げようとして、翌 12 日正午ころ、【図 1(1)】が示すように原子炉の逃し弁を開き、その蒸気を格納容器に流しこんだ。

その結果、当然のことながら格納容器の圧力は高くなる。そのため格納容器が破裂する心配が生じた。そこで、格納容器からの蒸気放出(ベント)がなされた(【図 1(1)】)。これにより、1 号機の原子炉も格納容器も圧力は下がり、ベントされた放射能は、排気筒から大気上空に大量に放出され、南風に乗って宮城県を襲った。

同 12 日 19 時から、原子炉に消防ポンプによる海水の注入がなされた。独立検証委によると、菅首相はこの海水注入に強く反対したという(5、p83)。その理由は、斑目安全委員長との会話(5、p82)にあるように、海水注入には塩分による流路の閉鎖と腐食という深刻な問題があるからである。このように菅首相の指示はきわめて合理的であるのに、東電はとりあわなかった。

同 12 日夜には、ふたたび原子炉の計測ができなくなった。その理由は示めされていないが、余震の影響の可能性がある。計測が回復したのは、【図 1(1)】に示されるように翌

13 日であるが、格納容器の圧力は原子炉の圧力はよりも高く、逆転している。このことから格納容器の配管は健全であり、蒸気と放射能は格納容器から原子炉へ流れ、原子炉につながる配管の破断口から環境に流れ出ていることが示される。いわゆる原子力の専門家はこの事実に気づいていない。

14 日正午ごろには、格納容器の圧力がまた測定できなくなった。これは、後に述べる 2 号機の配管破断と同じで、3 号機の爆発の影響と考えられる。

【図 2(1)】によれば、3 月 18 日以降、原子炉の圧力は格納容器よりも高く、蒸気と放射能は原子炉から格納容器に流れ、3 月 14 日に生じた格納容器の配管の破断口から大気に流出していることが分かる。事故の最終場面では、1 号機での原子炉内の放射能の流れは、次に述べる 2 号機や 3 号機の場合とは異なるのである。

【1 号機建屋の爆発】

12 日 15 時 36 分、1 号機建屋最上階での爆発は、上方向だけでなく、横にも広がる白雲であって、建屋天井での水素爆発と見られる。この水素の漏れだしは、一般には格納容器のベント(放出)とされているが、これでは水素は、排気筒から大気上空に放出されるから、建屋に水素が溜まることによる爆発にはならない。その水素は、地震による配管の破断口からこの放射能と一緒に建屋に運ばれたものである。

【2 号機の実経過】

2 号機の原子炉は、原子炉と格納容器のどちらも、地震の影響を受けず健全だったから、冷却水を失っておらず、電源不要の E C C S 隔離時冷却系だけで、原子炉の冷却が可能であった。この隔離時冷却系という E C C S は、原子炉と格納容器の圧力差で発電し、これにより原子炉に給水する。これによって、3 月 14 日 11 時まで原子炉の水位を燃料上端から 4 メートルも維持された。

ところが、この 14 日 11 時、3 号機の爆発があった。そのため 2 号機原子炉の配管が破壊(小口径破断)されて、原子炉から冷却水が抜け出し、【図 1(2)】に図示されているように、原子炉の水位は急降下した。

このような場合、E C C S 高圧注水系を使うべきであるが、事故から 3 日もたっているのに、外部電源の回復も、蓄電池の補充もできていない。そこで、消防ポンプによる海水の注入がなされることになった。しかし、原子炉の圧力は、この図面の範囲を超える高圧であって、消防ポンプの能力では注水できない。

そこで、海水を注水するために、原子炉の圧力を下げる必要があるとして、原子炉逃し弁を開放して蒸気を格納容器に移すことにした。その結果、原子炉の圧力が減り、また、原子炉の水位はマイナス 4 メートル、つまり完全に核燃料は空焚きになってしまった。

そのため、核燃料は次々と崩れ、原子炉の下部に残っている水中に落下する。この場合、高温の物体が水の中に落下するので水蒸気爆発を繰り返すことになる。【図 1(2)】に示される原子炉の圧力(細実線)が、7 時間にわたって乱高下しているがその事情を示す。

このようにして、翌 15 日の早朝には、原子炉の圧力と格納容器(D/W)の圧力(細点線)は同じ 8 気圧程度になった。しかし、これでは格納容器の耐圧限界を超えているので、破裂してしまう。

そこで、同日午後、格納容器の圧力抜き(ベント)がなされた。これにより急速に原子炉も格納容器も圧力が下がることになる。このベントについては、東電は認めていない。その理由は、このベントを認めると、次に述べるように、公衆の大量被爆の責任問題となるからである。

東電は、この圧力の急降下について、格納容器下部の圧力抑制室(S G)から放射能がもれだしていると説明していた。しかし、ロボットによる漏れ探しをした結果、その説明に失敗した。そこで、格納容器の上部の配管のつなぎめから大量の放射能が漏れたとの説明(11)にしている。どちらにしても、大量の放射能が、第一原発敷地内にその全部が放出されて、発電所職員は全員死亡する大惨事になる。

(11) 東京新聞「2 号機大量放出 格納容器上部から」2012.3.20

そのようにならなかったのは、この格納容器のベントによって排気筒から大気上空に放射能を含む気体を放出したからである。大気上空に放出されたこの大量の放射能は、南東の風により、遠方、つまり、浪江町、飯舘村、福島市、郡山市の住民を襲うことになった。これが、発電所正門での放射線レベルは比較的低いのに、遠方で高い理由である。

つまり、事故発生後 3 日にもなるのだから、外部電源の回復または非常用蓄電池の補充さえしていれば、E C C S 高圧注水系が使用できて、2 号機は深刻な事故にならないでも済んだのである。

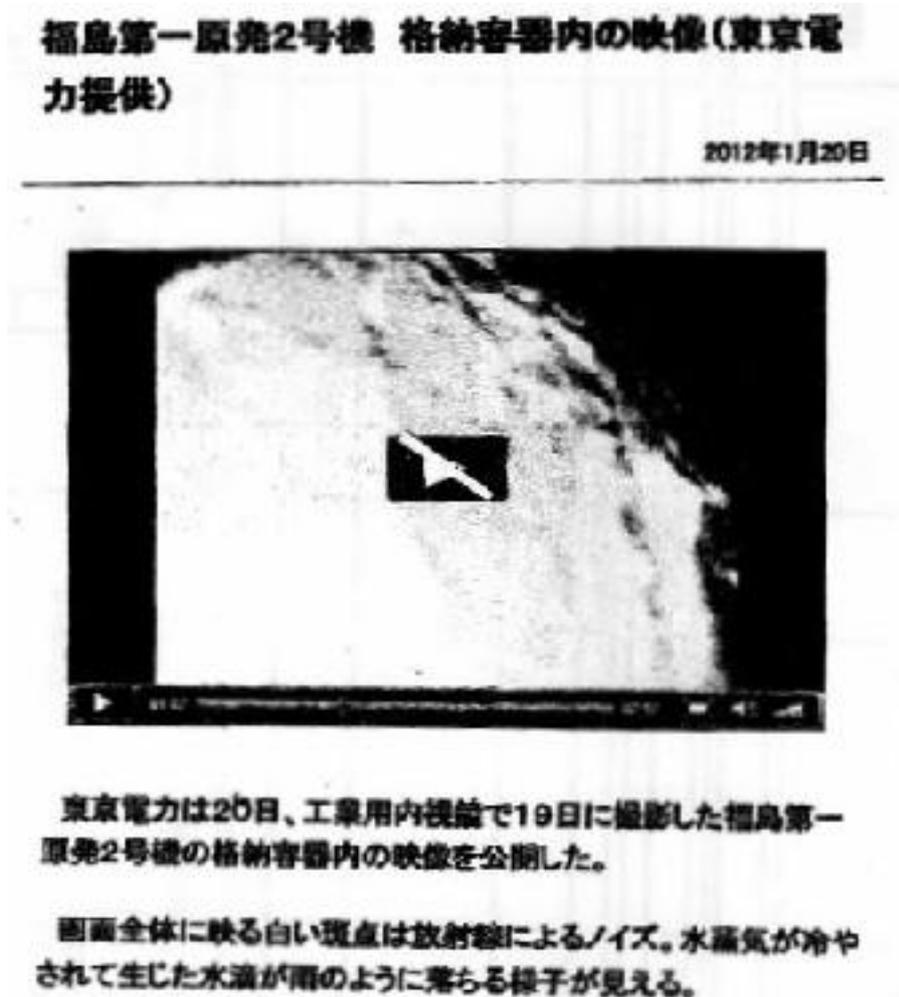
【図 2(2)】によれば、3 月 17 日以後 3 月末まで、格納容器の圧力は、原子炉の圧力よりも 1 気圧ほど高く、逆転している。このことから、格納容器の配管は破断しておらず健全であるのに対して、原子炉の配管は破断していて、大気に開放されていることを示している。

ところで、東電は 1 年後の 12 年 1 月 20 日、2 号機の格納容器の中を内視鏡で観察した。それによれば、2 号機の格納容器の内側は真っ赤に錆びている。これを【図 3】に示す。格納容器には窒素ガスが注入されているのに酸化が進む理由は、供給する冷却水に空気が溶けているからと思われる。

【図 3】 中日新聞：福島第一原発 2 号機 格納容器内の映像(東京電力提供)

: 動画ニュース

2012.1.20



この赤錆びはまだ多くの人達には注目されていないが、告発人は細野大臣に手紙を書いて、酸化が進めば格納容器に穴があき、さらには格納容器の崩壊となることについて注意するよう警告した(12年3月6日、9日)。そして、その対策として、液体窒素による原子炉と格納容器の凍結を提案した。しかし、まだ返事はない。

【2号機の使用済み燃料プール】

1号機とは違って、2号機建屋最上階のスレート張りは、1カ所の穴を除いて壊れていない。そのため、最上階は放射能レベルは高いと見られる。大きな地震があれば、この使用済み燃料プールは核爆発の恐れがある。1号機も同様である。

【3号機の事実経過】

【図 1(3)】に示されるように、3号機の内部が計測できるようになったのは、地震(▼印)から約15時間もたった後のことである。しかし、それも断続的な値が打ち出されているだけで、説明のつけようがない。

この図が議論の素材として使えるのは、3月13日正午以後のことである。この時、格納容器下部の圧力抑制室(S/C)のベントで排気筒から放出された放射能は西風によって太平洋に流れたものと思われる。

また、【図 2(3)】によれば、原子炉の水位は、3月下旬ではマイナス 2.5 メートルと一定値であって、測定していることにはなっていない。また、圧力はマイナスの気圧であるから、そのようなことが物理的にある訳がなく、圧力計器は故障していると思われる。つまりこの【図 2(3)】も参考にすることはできない。残念ながら、3号機で何が起こったのか調べる方法は、これらの図面には存在しない。したがって、原子炉と圧力容器の温度、中性子密度などの未発表のトレンドデータに期待するしかない。

3号機のデータが信用できないとなれば、2号機で起こったことがこの3号機でも起こったとして、その経緯を推定するしかない。それは次に述べるようになる。

原子炉の停止の後、主蒸気配管の破断に関する警報が打ち出された(12)が、東電はこれを誤信号として、1号機と同じくECCS高圧注水系の使用を見送った。

(12) 東京電力 『福島第一・第二原子力発電所への地震・津波の影響について』
2011.5.24

このため、原子炉の水位は通常運転のマイナス 1.2 メートル前後であったと推定される。通常運転で水位がマイナスでもよいのは、冷却水が追加されており、その水蒸気が炉心を流れて冷却するからである。しかし、事故の場合は、冷却水の追加による蒸気の流れはなく、2号機でなされたように、水位は炉心燃料すべてが水没するレベル 0 を超えて、4メートルを維持しなければならない。

配管が破断していなければ冷却水を積極的に追加する必要はないから、2号機で成功したように隔離時冷却系だけでよいが、3号機では冷却剤流出の警報が鳴ったので、本格的なECCSである高圧注水系を使用しなければならなかった。

この電源は非常用発電機でなされるが、津浪でこの非常用発電機が使えなくなった後でも、3号機では非常用蓄電池が生きていたから、この非常用蓄電池を用いて、3号機の事故は防げたのである。そして、菅首相が指示したように、非常用蓄電池をヘリコプターで追加することも可能だったのである。

東電は、このような適切な措置ができたのに、海水注入で原子炉を冷やすことに全力を注ぎ、3号機を破壊してしまったのであった。

【3号機の使用済み燃料プールでの核爆発】

3月14日11時、3号機建屋で爆発があった。いわゆる原子力専門家はこれを使用済み燃料プールでの水素爆発としている。しかし、そのようなことはあり得ない。残念ながら、いわゆる原子力の専門家たちは、理化学的常識に欠けている。

原子力専門家たちの説明では、このプールで使用済み燃料が空焚きになり、水素が発生してそれが爆発したのだという。まず、これが間違いである。空気中で空焚きになると、燃料の被覆管のジルコニウムは空気中の酸素と反応するから、ジルコニウム・水蒸気の反応はなく、水素は発生しない。

次いで、仮にこれで水素が発生したとすれば、それは建屋の天井に溜まり、そこで水素爆発する。しかし、この3号機の爆発は天井ではなく、建屋最上階の床面での爆発である。水素は軽いから、空気の下に溜まり、そこで爆発することはない。

そして、爆発の結果は黒煙であったが、水素爆発が黒煙になることはない。この黒煙は、重いコンクリートがれきをほぼ垂直に300メートルも吹き飛ばした。しかし、このコンクリートがれきの下のわずかに残る透き間に水素が溜まり、それが水素爆発したとしても、そのような威力があるとは考えられない。

この爆発は、チェルノブイリ原発で発生した核爆発と同じと考えられる。使用済み核燃料が地震により崩壊して、水中で重なりあい臨界となる。水はこの場合核分裂反応を増強して、核爆発となる。

この水を中性子の減速材として使う核爆発の方法は、アインシュタインとシラードが考案したもので、日本の仁科と武谷の核爆弾も同様と思われる。この場合、核反応のエネルギーは水を水蒸気にするので、爆発の結果は水蒸気爆発である。

この爆発が核爆発であったことは、核分裂生成物のプルトニウム241が遠方で発見されたことで説明できる。プルトニウム241は半減期が13年であるから1960年代の核実験によるものではなく、福島原発から放出された物である。

当然のことながら、プルトニウム241は、発電所敷地内でも大量に発見されている筈である。しかし、東電は、プルトニウム239など長寿命の核種の検出により、核実験で撒かれたレベルと変わらないとしてきたが、それはプルトニウム241の遠方での発見により否定され、3号機の爆発がプルトニウムを遠方にまで飛ばす原因であることがはっきりした。これは東電による事故隠しである。

爆発を起こした3号機のプールでの放射能分析が5月8日になされた(13、8-8(4))。これによると、セシウム137は150キロBq/cm³であってとんでもない数値であるが、ヨウ

素 131 も存在した。この量は 11 キロ Bq/cm³ であって少ないように見える。しかし、2 カ月前の 3 月に換算すれば、その 200 倍の 2000 キロ Bq/cm³ ということになる。つまり、核分裂反応が 3 号機プールであったのである。

(13) 東京電力 福島原子力事故調査報告書(中間報告書) 2011 年 12 月 2 日 補足資料

核分裂反応があれば、当然、中性子が発生する。しかし、東電の発表によれば、14 日 6 時前には、正門前で 0.001 μ Sv/h 未満と記載されている。しかし、6 時 40 分から記載がなく、問題の 8 時 50 分からは、表現が変わって 0 μ Sv/h となっている。そして 17 時 20 分から再び 0.001 μ Sv/h 未満に戻っている。いかにも不自然である。そこで、社長と所長に問い合わせたがいまだに返事がない。

【4 号機の事実経過】

4 号機では、15 日、6 時の爆発と 9 時の爆発と 2 度の爆発があった。東電はこのふたつとも水素爆発としている。その水素は 3 号機から排気筒へ流れる配管のミスで 4 号機に流れてしまったとしている。

しかし、4 号機の 6 時の爆発は、建屋最上階床面での爆発である。そのような低い所に水素が溜まる訳がない。

この爆発は、福島テレビで見ることができるが、水蒸気の激しい吹上であったことから、蓋の開いた原子炉または使用済み燃料プールのどちらかで、核分裂反応があったことになる。しかし、激しい爆発で天井や壁が吹き飛んだのに、使用済み燃料プールは破壊されていないから、使用済み燃料プールが原因とは考えられない。

その結果は、蓋の開いた原子炉での核暴走ということになる。核燃料は入れたばかりで、しっかりと固定されておらず、折からの余震で核燃料が崩れて、原子炉の底に溜まり、臨界となったのであろう。

この場合、十分に水が存在するので、砕けた核燃料ペレットは水中を泳ぎまわり、水を激しく沸騰させて水蒸気を吹き上げることになったと思われる。これは、JCO の臨界事故と同じであって、水が大量に存在するかぎり核暴走は持続し、裸の原子炉の自動運転が出現することになる。事実、この水蒸気の激しい放出は長続きし、3 カ月後の 6 月になっても何度か激しい水蒸気の噴出が続いた。

この核暴走で放出される中性子は、原子炉の水深が 20 メートルもあるので、外にはほとんど出てこない。また、核燃料ペレットは壊れていないので、大部分の放射能はペレットの中に閉じ込められる。出てくるのは、希ガス類とヨウ素である。

ヨウ素は、3 月 15 日午前 6 時以後、建屋最上階の破れた壁や天井から放出され続けた。

それは、2号機のベントにより排気筒から放出された放射能に加わって、折からの南東の風に運ばれて、福島県民を大量に被曝させることになった。

4月12日のプールのヨウ素131の値は220キロボq/cm³であった。セシウム137の93キロボq/cm³の2倍以上もある(13、8-8(5))。この事故によって、原子炉とプールの水はつながっているので、この値は原子炉の中の水と同じとしてよく、上記の推察の合理性を示すものである。

また、硫黄35という同位体がアメリカで観測された。これは塩素35に中性子が当たると発生する。3号機の爆発は海水を注ぐ前の爆発であるが、4号機の爆発は海水を注いだ後の爆発であるから、硫黄35は4号機原子炉での核暴走の結果であることが分かる。

ところで、この蓋の開いた原子炉は、定期検査の最中で燃料は入っていないと東電は主張する。まずこの主張に疑いがある。ちょうどこの頃、泊原発や大飯原発で、定期検査中に核燃料を運びこんで、100%出力運転をしていることがばれてしまった。これと同じことを東電もしていたとすれば、説明がつく。

このことは、使用済み燃料プールに存在する核燃料集合体の数でも、東電の説明に揺れがある。爆発事故の最中、3月15日、東電は4号機のプールには783体存在すると発表していた。これを、4月13日に、1331体と変更した。その差の548体は、この4号機の原子炉に入れるべき核燃料の数である。

つまり、原子炉の中には核燃料が入っていないと主張するのであるから、548体が消えては具合が悪い。そこで、再使用する使用済み燃料もプールにあることにしてしまえということになったのであろう。

ところが、これで問題は終了しなかった。それはこの4号機で使うための新燃料204体はその保管庫にないからである。そこで、5月10日、これもプールに入れたことにしてしまえという訳で、プール内の燃料数は1535と再変更することになった。

新燃料は、純粋のウラン酸化物だから発熱しておらず、水冷して保管する必要はない。したがって、新燃料が使用済み燃料プールにあるとの説明には無理がある。このような無理をしてまで、説明を変更したそもそもの動機は、定期検査を短縮して早めに発電して儲けたかっただけであらう。

そのことを東電はすなおに認めればよいのに、それを認めなかったばかりに、つじつまの合わないことが次々と生じて、抜き差しならない所へ自らを追い込んでしまったのであった。

2、業務上過失とする理由

以下、吉田昌郎福島第一発電所所長(当時)らの東京電力幹部の業務上過失とする理由について述べる。

【① 外部電源の回復を後回しにした吉田所長らの罪】

この福島原発事故では、地震で外部電源を失い、また非常用電源が津浪で使えなくなって、全電源を喪失したことが最初の問題である。このため、原子炉内部のデータが1号機と2号機では3月11日の地震以後7時間、3号機では15時間も計測できなくなった。

1号機と3号機ではこの計測不可能の時間に事故は最終段階になったと思える。

1号機では、電源不要の非常用復水器が不調で、原子炉の冷却に最初から失敗していた。2号機では、3月14日までの3日間、電源不要の隔離時冷却系が有効に働いたが、14日11時の3号機の爆発で2号機の原子炉の配管が破損し、圧力が下がってこの隔離時冷却系が使えなくなった。

3号機では、地震で原子炉配管が破断して、隔離時冷却系が最初から使えなかったが、非常用蓄電池が津浪に耐えたのでECCS高圧注水系が使えた。しかし、容量が少なくすぐに干上がってしまった。

したがって、ECCS高圧注水系を働かせるためには、1号機から3号機まですべての原子炉で、電源の回復とその接続作業が必要であった。しかし、吉田所長らは、この外部電源の回復と接続を重視せず、運転員らを他の業務、たとえば海水の注入などの作業をさせた。また敷地外での電源回復のために外部からの応援も積極的には求めなかったようである。

そのため、ECCSに電力が供給されることになったのは、2号機では8日目の3月19日、1号機と3号機では10日目の3月21日であった(15)。世界一の規模を誇る電力会社で外部電源の回復にこのような日数がかかったことは理解しがたい。

(15)、東京新聞「2号機電源接続へ」2011.3.19

その結果、せつかく14日まで3日間も原子炉を維持してきた2号機の冷却に失敗し、この2号機から放出した放射能は福島県の住民に深刻な被曝を与えることになった。この外部電源回復の遅れは、吉田所長ら発電所幹部による重大な業務上過失である。

【② 非常用蓄電池補充の努力をしなかった吉田所長らの罪】

外部電源が失われたうえに、津浪によって非常用発電機、蓄電池、配電盤も失われて、全電源が喪失したのであるから、外部電源の復活作業とともに、非常用電源の確保を進めねばならなかった。

事故の初日の 3 月 11 日夜、菅前首相は電話でヘリコプターで蓄電池を運ぶよう指示した(7、p109)。しかし、吉田所長はこの指示を無視した。この指示を実行し、蓄電池を大量に空輸していれば、3 月 14 日までの 3 日間と十分に時間はあり、2 号機での E C C S 高圧注水系が使用できて、その事故は収まり、15 日の福島県民大災害はなかったのである。

停電中に事故の最終段階となった 1 号機と 3 号機でも、蓄電池さえ補充していれば E C C S 高圧注入系の使用が可能であって、消防ポンプで海水を注入する必要はなかった。この時集められた多数の消防ポンプは敷地の内外から淡水を運び込む作業に使用すればよかったのである。

以上述べたように、外部電源が遮断している時、非常用蓄電池の確保と配電盤の修理をせず、福島県民を大量に被曝させたことは、吉田所長ら発電所幹部の重大な業務上過失である。そして菅首相の指示を無視したことはなおさらである。

【③ E C C S 高圧注水系の使用を躊躇した吉田所長らの罪】

吉田所長らは、事故初期の段階で、E C C S 高圧注水系などにより冷水を注水すると原子炉は過冷され、原子炉を傷めると考え、1、2、3 号機すべての原子炉でこの E C C S を活用しようとはしなかった。このような考えは通常運転ならば正しいが、事故の場合に使う E C C S には通用しない。

たとえば、1 号機において、14 時 47 分、配管破断を示す警報が出たが、吉田所長らはこれを誤信号として無視し(16)、自動起動した E C C S 高圧注水系を停止した。原子炉内の状態がはっきりしないのであるから、なおのこと E C C S 高圧注水系を使用して、満水にしておかなければならなかった。3 号機においても同様である。

(16)東電報告書「事故記録の分析と影響評価」(2011 年 5 月 23 日)p1 F-1-1

東電は、原子炉の圧力が高く維持されていることを理由に配管破断はないとするが、苛酷事故時の原子炉の状態を理解していない。破断口が小さければ、冷却水を失っても圧力は維持される。これは物理現象での常識である。

1 号機では、津浪以前に高圧注水系を使わなかったので冷却水を簡単に失い、地震後 3 時間の午後 6 時には炉心は崩壊して、地震による配管破断口から放射能漏れとなり、11 日 22 時には建屋入室禁止となった。翌 12 日には格納容器の破裂を恐れて、この蒸気を環境に放出(ベント)した。その放射能は宮城県を襲うことになる。

3 号機においても冷却水が漏れていないとして高圧注水系を使用せず、原子炉内部の測定できていない間に炉心は崩壊し、15 時間後の 12 日 6 時には事故は最終場面になっていたと推定される。これらは吉田所長らの重大な業務上過失である。

この3号機の場合に津浪に以前には非常用発電機で、津浪後は非常用蓄電池でECCS高圧注水系により原子炉を満水にし、そしてヘリコプターによる非常用蓄電池の補充がなされていれば、3号機は助かったのである。

なお、東電のPR誌『原子力発電の現状(2008年)』(17)には、スリーマイル島原発事故の教訓として「このため、非常用炉心冷却装置(ECCS)のひとつである高圧注入系が自動的に起動しましたが、運転員がECCSを停止したり絞ったりするなど誤った操作をしたため・・・」と書かれている。まったく同じ間違いを吉田所長らはしたのである。つまり、原発苛酷事故での基本操作を無視した吉田所長らによる重大な過失である。

(17)、東京電力『原子力発電の現状(2008年)』 p142

【④ 海水注入にこだわった吉田所長らの罪】

原子炉に海水を注入するという奇策はどういう頭脳から発想されるのであろうか。海水を高温の原子炉に入れたら、高圧注水系で冷水を入れるよりも、原子炉の傷みは激しいであろう。ところが、吉田所長らはこの海水の注入という奇策に酔っていたようである。

海水を注入すると、燃料の透き間や周辺で海水が蒸発して食塩が蓄積し、炉心燃料を包むことになる。その結果、熱伝導の悪い食塩に包まれた燃料は冷却できないことになる。

そして、海水は原子炉の鉄を錆びさせるなどして原子炉を傷めることも問題である。内視鏡による2号機格納容器の観察【図3】では凹凸のある赤錆びが広がっている。これは塩水による酸化と思われる。このまま放置すれば、格納容器に穴があき、崩れるであろう。

【図3】福島第一原発2号機、格納容器内の映像 (中日新聞、動画ニュース 12.1.20)

この点について菅首相は、事故の翌日3月12日に、武藤副社長に対して原子炉への海水の中止を指示した。これに対して、武藤副社長(当時)は、国会事故調(2012年3月14日)において、「理解できなかったが、首相が了解していない注入はやめるべきだと思い、異議は挟まなかった」と語った(18)。

(18)朝日新聞 12.3.15

しかし、武藤副社長は、この菅首相の忠告を聞き流して、吉田所長に海水注入しないよう嚴重には注意しなかった。マスコミ報道では吉田所長の菅首相をあざむいた行為を英雄と讃えているが、これも異常である。

この点で、告発人は、2011年3月16日、原子力安全・保安院にFAXを送り、原子炉への海水の注入を中止するよう忠告した。保安院は同日この問題を検討したが、その旨告発人に回答せず、海水注入を続けさせた(19)。結局、1週間後にアメリカからの強い指摘(20)があつて、海水注入を中止し、淡水に切り替えることになった。

(19)朝日新聞「海水塩、冷却阻む 保安院3月に予測」 11.9.17

(20)東京新聞「海水が冷却妨げる恐れ 米紙報道」11.3.25

菅首相や告発人の忠告を無視して海水注入を続けたことは、武藤副社長と吉田所長らの業務上過失である。

なお、海水注入には、プルトニウム汚染の問題もある。炉心燃料のウランやプルトニウムの酸化物は水に溶けないが、これと塩化ナトリウムが高温高压で反応して、可溶性の塩化ウラニルやウラン酸ナトリウムなどになって、そのウランやプルトニウムの水溶液が地下水に染み出した可能性がある。この問題を隠すためであろうか、発電所構内のウランとプルトニウム濃度の詳細は未だ発表されていない。

【⑤、原子炉に海水注入するため、2号機の原子炉逃し弁を開いた吉田所長らの罪】

吉田所長らは、2号機の原子炉への海水注入をおこなおうとしたが、当然のことながら、原子炉の圧力が高すぎて消防ポンプでは海水を注入できない。そこで、原子炉の圧力を下げる目的で、原子炉配管の逃し弁を開いた(3月14日)。

原発の放射能は、第一にペレット、第二に燃料棒被覆管、第三に原子炉圧力容器、第四に格納容器でその漏れを防ぐことになっている。すでに、第一と第二の防御壁を失っているのに、消防ポンプで海水を注入するために原子炉逃し弁を開放して、第三の壁を破ることは、事故時の原子炉運転の基本を否定するものである。海水注入という奇策ではなく、事故時にはあくまで原子炉を守るためECCS高压注水系に頼る操作が原則であり、これをしなかった吉田所長らの行為は重大な業務上過失である。

【⑥、2号機格納容器をベントして大量の放射能を環境に放出した吉田所長らの罪】

前記2号機の原子炉逃し弁の開放により、放出されるガス(主に水蒸気)は格納容器に流れ、当然のことながら格納容器の圧力は上昇する。その結果、3月15日0時には格納容器の圧力は原子炉の圧力と同じ6気圧程度となった。これは格納容器の圧力限界を超えている。その状態が6時間ほど続いた。

15日6時ころ、【図1(2)】によれば、格納容器の圧力は急降下し、正午ころには2気圧程度になっている。東電はこの減圧は格納容器の破損だと主張する。しかし、そのような格納容器の破損があつて、原子炉や格納容器の中の揮発性放射能、例えばヨウ素などの大部分が原子炉建屋に流れ出すことになれば、福島第一発電所は死の世界となる。

実際には、このようにならなかった。それは、格納容器をベントして、放射能を含むガスを排気筒から大気上空へ放出したからである。この放射能は、折からの南東の風により内陸部に流れ込み、福島県民を大量に被曝させることになった。つまり、このベントは発電所を救う代わりに、福島県民を被曝させたのである。

東電は、このベントを認めていない。その理由は、この発電所を救う代わりに福島県民を大量に被曝させたことを認めたくないという事情があるからと考えられる。ところで、【図 2(2)】によれば、3 月下旬で、2 号機の格納容器の圧力は原子炉よりも 1 気圧ほど高いことから分かるように、格納容器は破損しておらず、格納容器の漏れ探しの努力は無駄である。

格納容器圧力高を解決できる方法は別にあった。格納容器に注水すれば格納容器の水蒸気は水に変わり、格納容器の圧力を減らすことができる。したがって、ベントする必要はなかった。また格納容器に注水すれば、格納容器の水蒸気に含まれる放射能を減らせるから、続いてベントしても放射能の環境への放出は少なくなる。

このような配慮もせずに、2 号機の放射能を格納容器からそのままベントし、福島県民を大量に被曝させたことは吉田所長らの重大な業務上過失である。

【⑦ E C C S 低圧注水系を使用しなかった吉田所長らの罪】

1、2、3 号機すべてにおいて、原子炉の圧力が下がってからは、大量に注水する能力のある E C C S 低圧注水系を使用すべきであった。この方法は原子炉の苛酷事故対策の基本であるが、吉田所長はこれを無視して、消防車による海水注入にこだわった。これにより、海水の塩分が核燃料の周りを包むことになって、核燃料の冷却を阻害し、事故を長引かせることになった。1 年を過ぎても、崩壊した核燃料の周辺を冷却できなかったのは、それが原因である。

また、格納容器と原子炉は高温で塩分濃度の高い海水に浸されて、錆びが進行している。その原因も、低圧注水系を使用せず、海水注入を続けた吉田所長らの業務上過失である。

【⑧ 4 号機原子炉の臨界を放置した吉田所長らの罪】

すでに述べたように、吉田所長の指示により 4 号機原子炉は新燃料などの装着を終えている。したがって、4 号機の爆発原因が、この新燃料などによる臨界であることは吉田所長らにはすぐに分かった筈であり、直ちに臨界を止める作業をすべきであった。

ところが、彼らは、4 号機原子炉での臨界を止める作業をせず、3 カ月後の 6 月末になってもその臨界状態は続き、原子炉から水蒸気を吹き上げていた。その理由は、この臨界を止める作業をすることで、違法に核燃料を原子炉に装着していたことがバレてしまうからである。その結果、長期にわたって臨界状態が維持されて、核分裂による放射能が生み出され続けることになり、それが撒き散らされ続けることになった。許し難い吉田所長らの行為である。これは過失を超えて、未必の故意である。

【⑨、重要機器の錆びを放置する西沢社長らの罪】

2 号機格納容器の内視鏡による観察は、12 年 1 月と 3 月の 2 回なされた。その結果、格

納容器の内部はひどく錆びついていることが分かった。しかし、東電はその対策を一切せず、現在なお放置したままで、塩水で錆びは進行していると思われる。

この錆びを止める方法がない訳ではない。告発人は、液体窒素注入による格納容器の凍結を、原発担当細野大臣と東電西沢社長に提案している。これは凍結により温度を下げることで凍結により酸素の供給を断つことで、錆びの進行を止めるのであるが、そのような提案に対しても、何らの返答もしないだけでなく、他の有効な対策をしているとも聞かない。

このまま放置すれば、原子炉と格納容器の錆びは進行して、これらの重要機器が崩壊することは確実であり、原子炉内に存在する放射能は自由に漏れ出すことになる。このように無策のまま時間ばかり経過していることは放射能を扱う責任を放棄していることになる。つまり、東電社長による業務上過失または故意であり、厳しく処罰されなければならない。

3. 証拠隠滅とする理由

【⑩ 中性子計測結果の改ざんをそのままにする西沢社長らの罪】

モニタリングカーによる中性子の測定において、3月11日から3月14日6時30分までは、「 $0.001 \mu \text{ Sv/h}$ 」と記載されている。14日6時30分から8時50分までの2時間20分は記載がない。次いで3号機の核爆発を含む同日8時50分から17時10分までは「 $0 \mu \text{ Sv/h}$ 」と記載されている。そして、同日5時20分からは「 $0.001 \mu \text{ Sv/h}$ 」に戻っている。この表示の変化は異常である。

3号機の爆発は、14日11時1分であり、この爆発は、爆発の規模、爆発で生じた放射能などにより核爆発と考えられるが、これを隠すための東電による中性子記録改ざん操作と考えられる。この爆発の前には小規模の核分裂反応が何度もあって、それが14日早朝での中性子測定の記載を中断し、その後ゼロと標記する理由と思われる。

3号機の核爆発は、福島第一原発からの最大の放射能の放出であった。しかし、この爆発の瞬間、幸運なことに西風だった。これは福島テレビにしっかりと写っている。もしも、東風だったら、原爆の地上爆発と同じであるから、福島県民は放射能による直接死亡者が多数生じ、福島県全域が居住不可能となり、また東日本全域は現在の福島県の同様の染地帯となったであろう。その意味でも、西沢社長と高橋所長による証拠隠滅の罪は重い。

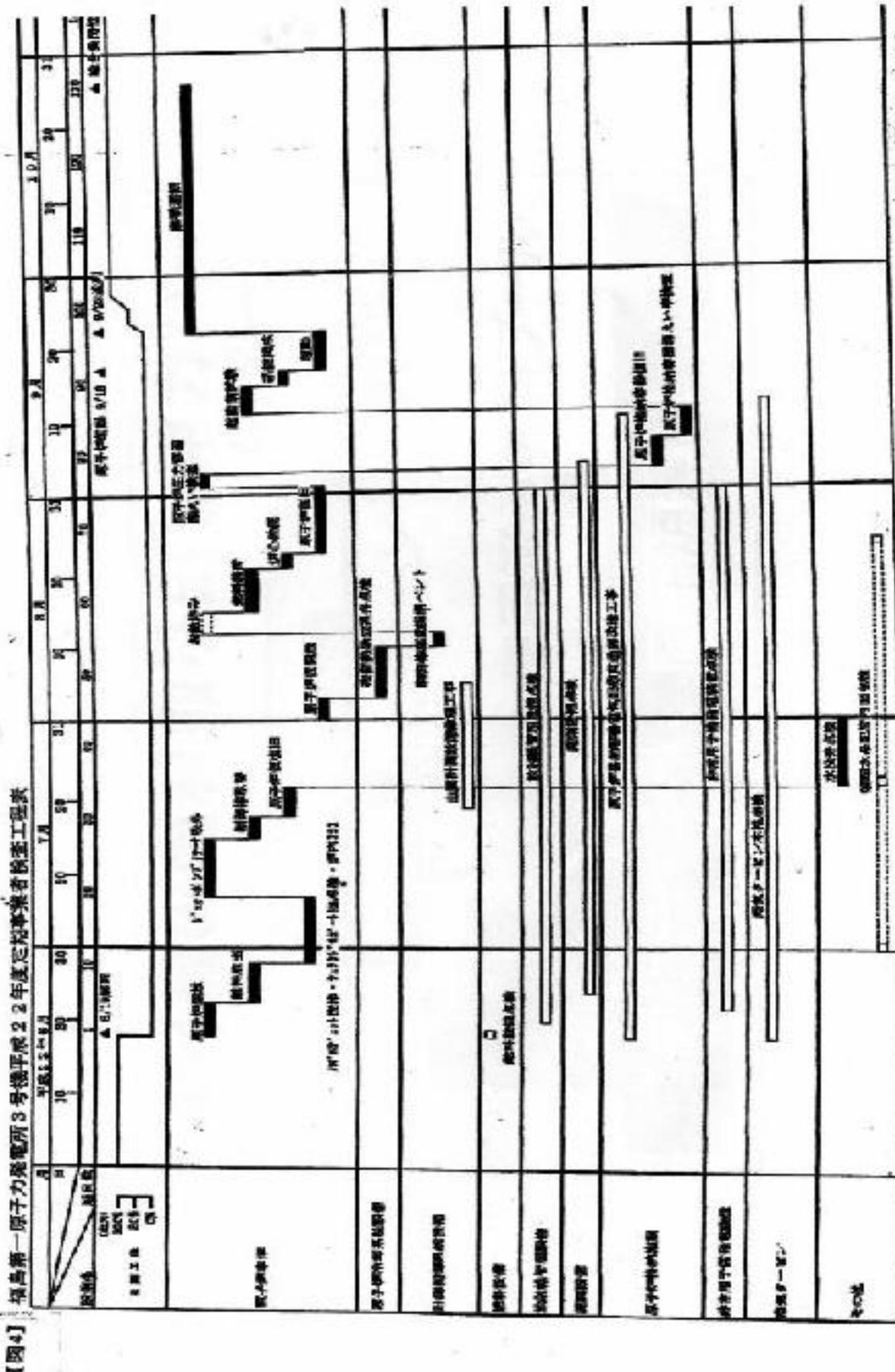
【⑪ 4号機の検査工程表を隠し続ける西沢社長らの罪】

4号機は、3月15日午前6時に爆発した。これは、原子炉建屋の最上階の床面での爆発であり、天井での爆発ではないから、水素爆発ではない。

また、使用済み燃料プールの格子枠は崩れていない。したがって、このプール内での爆発でもない。残る所は、燃料が空っぽということになっている蓋の開いた原子炉である。ここで核燃料が臨界から核暴走となったが、この核暴走が3月15日以後も持続し、11年6月下旬でも水蒸気を激しく吹上げていた。

問題は、事実として原子炉が空っぽかどうかである。ところが、2010年末に始まったこの4号機の定期検査で何がおこなわれるのかを示す検査工程表が発表されていない。定期検査の工程表は、【図4】に示されるように、他の原子炉では公表されているのだから、この4号機の検査工程表を発表しないのは、それなりの理由があることになる。

【図4】 直前の3号機定期検査での検査工程表



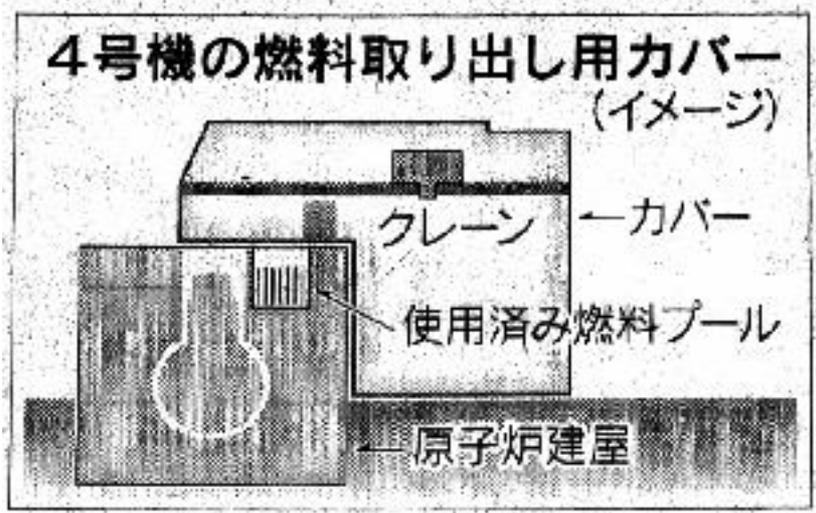
11年7月28日、市民団体への説明会が行われ、検査工程表らしきものが配られた。しかし、その表には、日付は3月11日だけが書かれていて、その他の工程の日時が記入されていない。よほど、4号機の検査工程表を公表できない理由があることになる。

すなわち、3月11日の地震は、この4号機原子炉に核燃料が装着を終えた段階であって、地震に見舞われて燃料が崩れ落ち、臨界に達したと思われる。その場合、核暴走に伴う水蒸気爆発が起こり、大量の水を吹き上げることになる。

吉田前所長による事故隠しは、事故解明の妨害であり、この事故での災害の大きさを考えれば、犯罪を構成する。また、事故後1年になるのに西澤社長と高橋所長は4号機原子炉に新核燃料を装荷した事実の隠蔽を続けている。これは、刑法第104条でいう証拠隠滅等の罪である。

そのうえ、4号機の使用済み燃料プールから燃料を取り除く作業をするためとして、カバーを今年秋から始めると発表した。ところが、そのカバーは使用済み燃料プールを覆うだけでなく、【図5】のように原子炉も覆うことにしている。

【図5】 4号機の燃料取り出し用カバー 日本経済新聞 12.3.8

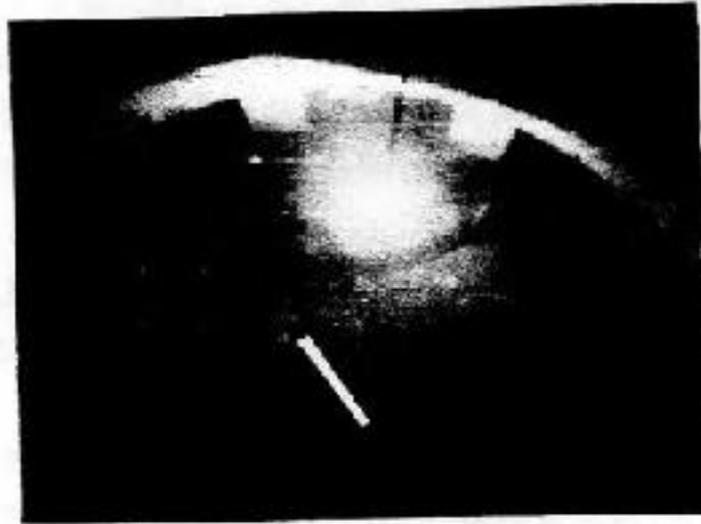


これは、使用済みプールからと偽って、原子炉から新燃料などを運び出すためと思われる。事故隠しがなされる前に、摘発が必要となった。

【12】 4号機原子炉の底の映像をすり替えた西沢社長らの罪

懲りない東電は、4号機原子炉の中は空っぽであることを立証したとして、4号機原子炉の水中カメラによる映像を発表した。これを【図6(A)】に示す。炉底には2枚の鉄板らしきものしかなく、水は澄んでいてきれいであり、底面は照明ランプの光をくっきりと円形に反射している。ところが、【図6(B)】に示すように、同じ作業で撮影したとする使用済み燃料プールは濁っていて、部品は腐食し、照明ランプの反射はにぶい。

【図 6】 4号機原子炉原子炉内部の映像初公開 福島第一原発 産経動画ニュース (12.3.16)



東京電力が4号機の原子炉圧力容器内部などを撮影。CRDハウジング上部、中央にガレキが散らばっている=15日撮影【東京電力提供】

記録「4号機原子炉圧力容器内部の映像初公開 福島第1原発」

2012.3.15 21:25



東京電力が4号機の使用済燃料プールを水中ロボットを使って撮影。4号機の使用済燃料プールに置かれていた燃料棒（右側の付いた燃料棒）と、燃料棒が壊れかかっている様子=15日撮影【東京電力提供】

記録「4号機原子炉圧力容器内部の映像初公開 福島第1原発」

2012.3.16 21:36 【産経動画提供】

4号機の原子炉とそのプールは同じ水でつながっているから、『図6(A)』の汚れのない水は偽物である。特に、同じ海水を入れたので、プール内の構造物は腐食しているが、原子炉の底は輝いていて、この区別を浮き上がらせる。なぜ、東電は写真をすり替えてまで、自らの犯罪を自白しなければならなくなる方向へと梶をとるのであろうか。

このような写真のすり替えの責任は西沢俊夫現社長と高橋毅現福島第一発電所長にある。これは証拠隠滅の罪である。

第三 結論

刑法第204条、205条による致死傷罪はもちろん、刑法第211条による業務上の過失により死傷させた場合も犯罪です。

原発苛酷事故対策の基本は、スリーマイル島原発事故で学んだように高圧注水系などECCSを使用することです。吉田前所長は、事故初期の段階で地震で外部電源が喪失し、原子炉の状態が把握できなくなっているのに、非常用電源によるECCS高圧注水系を極力使用しないようにして、ECCS以外の消防ポンプを使用するという誤りを犯しました。

津波の後では、高圧注水系の電源を失っているのに、その電源確保とECCSとの接続に全力をあげず、1号機と3号機ではその電源回復は事故の10日後で最終場面を過ぎていました。2号機では事故の3日後に3号機の爆発で配管が破損したのですが、非常用蓄電池の補充ができておらず、ECCSは使用不可能でした。

このようなことになったのは、吉田所長らが、海水の注入などの作業に職員を分散させていたからです。吉田所長らによって、事故時に高圧注水系を使用しないという原則違反が、事故を拡大し、大災害にしてしまったのでした。

このように、吉田第一原発所長(当時)および発電所幹部らは、業務上過失により事故処理に失敗し、福島原発事故による災害を拡大してしまっただけです。また、勝俣会長(当時)と西澤社長らは3号機と4号機の爆発について事故隠しをして事故の解明を妨害した罪が問われることとなります。

なお、私の告発状(1)への地検からの返書(東地特操第354号)におきまして、「原因究明は、その究明の能力を有する関係機関において今後行われる」とあります。しかしながら、この究明する委員会を構成する原子力の専門家は、ほとんどすべてが、原子力関係団体から資金援助を受け、また学生をこれらの団体に就職させています。この人達には、東電の事故を評価する能力はありません。

その委員たちは、委員会において互いに監視しあっていますから、公式的には東京電力の不利になるようなことを言う筈がありません。したがって、究明などできる訳がないのです。

従いまして、この原子力の専門家からどのようにして真実を引き出すかは、貴捜査機関の「腕のみせどころ」ということになります。たとえば、私の説を示してこれに反論させ、その様子を見るのもひとつの方法ではないでしょうか。成果を期待しております。

以上

当事者目録

告発人 槌田敦 無職 元理化学研究所研究員(熱物理学)
前名城大学経済学部教授(環境経済学)

| | | | |
|------|------|-----------------------|------------------|
| 被告発人 | 勝俣恒久 | 東京電力前会長(-2012) | |
| | | 東京都千代田区内幸町 1-1-3 東京電力 | tel 03-6373-1111 |
| | 西澤俊夫 | 東京電力第 12 代社長(2011-) | |
| | | 東京都千代田区内幸町 1-1-3 東京電力 | tel 03-6373-1111 |
| | 武藤栄 | 東京電力副社長(-2011) | |
| | | 東京都千代田区内幸町 1-1-3 東京電力 | tel 03-6373-1111 |
| | 吉田昌郎 | 東京電力第一原発所長(2007-11) | |
| | | 東京都千代田区内幸町 1-1-3 東京電力 | tel 03-6373-1111 |
| | 高橋毅 | 東京電力第一原発所長(2011-) | |
| | | 東京都千代田区内幸町 1-1-3 東京電力 | tel 03-6373-1111 |
| | 氏名不詳 | 東京電力第一原発幹部職員ら | |
| | | 東京都千代田区内幸町 1-1-3 東京電力 | tel 03-6373-1111 |